

## 教育・保育施設及び地域型保育事業の確保の方策について(案)

子ども・子育て支援法に基づく基本指針や、昨年度に実施した「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果」などを踏まえつつ、将来的な少子化により保育事業が縮小する地域も想定されることから、保育事業者の動向、本区の地域特性や財政負担等を勘案した「子ども・子育て支援事業計画(5か年)」を策定していきます。

1. 待機児童解消を図る方針は堅持していきますが、今回の調査で集計されたニーズについては、これまでの教育・保育施設等の利用実績を踏まえて、適正な量を見極めていく必要があります。そのうえで、現実的な確保の方策及び事業計画を策定していきます。
2. 具体的には、待機児童が生じている 0~2 歳児を中心に、以下の方針に基づいて子育て支援策の充実を図っていきます。
  - ・ 保育園の低年齢児を中心とした定員拡大や分園設置を誘導します。
  - ・ 小規模保育事業や事業所内保育事業などの地域型保育事業を推進します。
  - ・ 待機児童が特に多い区域には、認可保育園等の整備を検討します。